

労働安全衛生法とメンタルヘルス

労働安全衛生法 (1972年)

目的

労働者の安全と健康の確保

快適な職場環境の形成の促進

安全配慮義務 (3条)

危険の予知・予測義務

予知された危険の結果回避義務

目的達成のための事業者の責務

① 快適な職場環境の実現

② 労働条件の改善

③ 労働者の安全と健康を確保

④ 国の施策に協力

安全配慮義務

労働者が労務に服する過程において生命及び身体等を危険から保護するよう事業者が配慮すべき義務

精神障害の発病要因

業務による心理的負担

業務以外の心理的負担

個体側要因 (既往歴・生活史)

発病した精神障害との関連性を総合的に判断する

1988

労働安全衛生法 69条 70条の2に基づいて

THP (トータルヘルスプロモーション)

スローガン

「心とからだの健康づくり」

トータルとは

全従業員を対象

心と身体の両面

生涯を通じて

健康保持増進専門委員会

産業医

運動指導担当者

運動実践担当者

心理相談担当者

産業栄養指導担当者

産業保険指導担当者

THP 6人衆

メンタルヘルス活動

66条 「健康診断」

69条 「健康教育・健康相談」

70条の2 労働大臣が指針を公表・措置が適切、有効に実施されるように

71条の2 「快適な職場づくり」に務めるべし

メンタルヘルスクエア

- ① ストレスに対する気づきへの援助
- ② リラクゼーションの指導
- ③ 良好な職場の雰囲気づくり